

太陽光発電システムの申請受付期間や生ごみ処理容器の申請方法が変わりました
平成23年度に設置や購入を考えているかたは、ご確認ください

平成23年度

川口市地球高温化対策活動支援金のご案内

地球高温化*対策の一環として、市内から排出される温室効果ガスの削減に有効な活動をされたかたへの支援制度です

※ 川口市では過ごし易いイメージがある「温暖化」から「高温化」へ変更し使用しています



主な注意事項

○全て事後申請となりますので、契約・購入する前に条件等をご確認ください

※ 生ごみ処理容器につきましても、購入後の申請及び本人請求となります

○カーシェアリング支援金について、事業者も交付対象となりました

○太陽光発電システムの申請期間が「受給開始予定日」* によって区分されます

※ 東京電力(株)川口支社の「電力受給契約のご案内」に記載されている日となります

○太陽光発電システム以外に割り当てた活動支援金の予算に残りがあった場合は、太陽光発電システム支援金への充当し追加申請を行います(3月中旬予定)

○申請書と請求書には、同じ印鑑を使用する必要がありますので、ご注意ください

支援金の対象となる【地球高温化対策活動】とは

「新エネルギーシステムの設置」と「エコライフの実践」の2部門

■新エネルギーシステムの設置

太陽光発電などの設置により、新たにエネルギーを生み出す活動の実施

- ・太陽光発電システム
- ・ガス発電給湯システム
(通称「エコウィル」)
- ・燃料電池給湯システム
(通称「エネファーム」)



■エコライフの実践

日常の生活の中で、環境対策に特化した活動の実施

- ・雨水貯留施設の設置(雨水の有効利用)
- ・生ごみ処理容器の活用
(ごみの減量と有効利用)
- ・カーシェアリングの利用
(自動車の有効利用)

※ 各支援項目における要件(機器の条件・添付書類・申請受付期間など)を満たしていない場合は、交付できませんので、ご不明な点は契約や購入前に環境総務課へお問い合わせください

▶ 新エネルギーシステムの設置

支援金の交付対象となる地球高温化対策活動	支援金の額	添付書類・その他									
<p>太陽光発電システム</p> <p>○自宅に太陽光発電システムを設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入し、電気事業者と電力受給契約を締結のうえ、同システムを継続して使用する活動</p> <p>※設置されている同システムは次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人電気安全環境研究所(JET)の太陽電池モジュール認証を受けたもの ・太陽電池の定格出力の合計が1kw以上 <p>■申請受付期間</p> <table border="1" data-bbox="129 667 753 891"> <tr> <td></td> <td>東京電力(株)川口支社との受給開始予定日(注2)が下記期間のもの</td> <td>川口市支援金申請受付期間(必着)</td> </tr> <tr> <td>第1期</td> <td>4月1日～9月30日 ⇒</td> <td>11月1日～11月22日</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>10月1日以降 ⇒</td> <td>2月17日～3月9日</td> </tr> </table>		東京電力(株)川口支社との受給開始予定日(注2)が下記期間のもの	川口市支援金申請受付期間(必着)	第1期	4月1日～9月30日 ⇒	11月1日～11月22日	第2期	10月1日以降 ⇒	2月17日～3月9日	<p>1システム</p> <p>100,000円</p> <p>支援件数 第1期 130件 第2期 70件</p> <p>※各期間の申請が支援件数を超えた場合は抽選となります。</p>	<p>① 市民税納税証明書(注1)</p> <p>② 固定資産税納税証明書(注1)</p> <p>③ 領収書の写し</p> <p>④ 設置状況の写真(設置前と設置後)(注2)</p> <p>⑤ 「電力受給契約のご案内」の写し(注3)</p> <p>⑥ 出力対比表・契約書等の写し(設置機器の規格等の内訳がわかるもの。カタログ・見積書は不可)</p> <p>⑦ 承諾書(建物の名義が共有等の場合)</p>
	東京電力(株)川口支社との受給開始予定日(注2)が下記期間のもの	川口市支援金申請受付期間(必着)									
第1期	4月1日～9月30日 ⇒	11月1日～11月22日									
第2期	10月1日以降 ⇒	2月17日～3月9日									
<p>ガス発電給湯システム</p> <p>○自宅にガスコージェネレーションシステムを設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入し、継続して使用する活動</p> <p>※設置されている同システムは次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスエンジンユニットのJIS基準に基づく発電及び排熱利用の総合効率が低位発熱量基準で80%以上 ・貯湯ユニットの容量が120ℓ以上 <p>■申請受付期間 平成23年5月9日から平成24年3月9日まで(必着)</p> <p></p> <p>ロゴ提供:(社)日本ガス協会</p>	<p>1システム</p> <p>50,000円</p>	<p>ガス発電給湯システム及び燃料電池給湯システムについては、下記条件を満たす場合、リース機器の使用についても支援金交付の対象となります</p> <p>☆購入の場合</p> <p>① 市民税納税証明書(注1)</p> <p>② 固定資産税納税証明書(注1)</p> <p>③ 領収書の写し</p> <p>④ 設置状況の写真(設置前と設置後)(注2)</p> <p>⑤ 保証書等の写し</p>									
<p>燃料電池給湯システム</p> <p>○自宅に燃料電池コージェネレーションシステムを設置、または同システムが設置された新築の住宅を購入し、継続して使用する活動</p> <p>※設置されている同システムは次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JIS基準に基づく発電及び排熱利用の総合効率が低位発熱量基準で80%以上 ・貯湯ユニットの容量が120ℓ以上 ・発電能力が0.5kw以上 <p>■申請受付期間 平成23年5月9日から平成24年3月9日まで(必着)</p> <p></p> <p>ロゴ提供:(社)日本ガス協会</p>	<p>1システム</p> <p>50,000円</p>	<p>☆リースの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース期間は10年以上 ・途中解約した場合、残額の支払いを契約で取り交わしている <p>① 市民税納税証明書(注1)</p> <p>② 固定資産税納税証明書(注1)</p> <p>③ 設置状況の写真(設置前と設置後)(注2)</p> <p>④ リース期間、途中解約の条件、引渡し日等の確認ができる書類の写し(リース契約書・物件借受証など)</p>									

支援金の交付対象となる地球高温化対策活動	支援金の額	添付書類
<p>雨水貯留施設</p> <p>○自宅に雨水貯留施設を設置、または同施設が設置された新築の住宅を購入するか、浄化槽からの転用により、継続して雨水の有効利用をする活動</p> <p>※設置されている施設は次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨どいからの導入管や蛇口が取り付けられているもの ・貯水量が100ℓ以上 <p>■申請受付期間 平成23年5月9日から平成24年3月9日まで (必着)</p> 	<p>1基 上限</p> <p>30,000 円</p> <p>※工事費及び設置に要した額に2分の1を乗じて得た額(千円未満切捨)とし上限額まで。</p>	<p>① 市民税納税証明書(注1)</p> <p>② 固定資産税納税証明書(注1)</p> <p>③ 領収書の写し</p> <p>④ 設置状況の写真(設置前と設置後)(注2)</p> <p>⑤ ・雨水貯留施設を設置を業者に依頼した場合 工事完了証明書等 ・浄化槽転用の場合 排水設備工事検査済証等の写し</p>
<p>生ごみ処理容器</p> <p>○自宅において、家庭から排出される厨芥類(以下「生ごみ」という。)の自家処理により、生ごみの減量を図るため、容器を常に良好な状態で維持管理し、継続して当該機器を使用する活動</p> <p>※当該容器は次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器の内部で生ごみを減量する機能を有するもの ・耐水性及び耐久性の材質のもの ・臭気等の発散の防止や雨水が流入しないフタがあるもの <p>■申請受付期間 平成23年5月9日から平成24年3月9日まで (必着)</p> 	<p>1基 上限</p> <p>20,000 円</p> <p>※購入額に2分の1を乗じて得た額(100円未満切捨)とし上限額まで。</p>	<p>① 市民税納税証明書(注1)</p> <p>② 固定資産税納税証明書(注1)</p> <p>③ 領収書の写し</p> <p>④ 設置状況の写真(設置後)</p>
<p>カーシェアリング</p> <p>○市内において自動車を複数の会員で共同利用するカーシェアリングに登録し、必要な時に自動車を使用する活動</p> <p>■申請受付期間 平成23年5月9日から平成24年3月9日まで (必着)</p>  <p>※申請は契約初回のみ</p>	<p>1契約 上限</p> <p>個人 5,000 円</p> <p>事業者 20,000 円</p> <p>※カーシェアリング会員になる際に必要な初期経費分(登録料・カード発行手数料)</p>	<p>個人</p> <p>① 市民税納税証明書(注1)</p> <p>② 固定資産税納税証明書(注1)</p> <p>③ 初期経費がわかる領収書の写し</p> <p>④ 契約証・会員証等の写し</p> <p>事業者</p> <p>① 法人市民税納税証明書(注1)</p> <p>② 固定資産税納税証明書(注1)</p> <p>③ 初期経費がわかる領収書の写し</p> <p>④ 契約書・会員証等の写し</p> <p>※個人・事業者の別は、カーシェアリング事業者との契約内容による</p>

(注1) 原則、納税証明書は平成23年度分とし、発行日から3ヶ月以内のもの

ただし、取得時期により平成23年度分が発行されない場合は、前年度分とする

平成23年1月1日以降の転入や土地・家屋の購入等で、納税証明書が発行されない場合は「理由書」を添付

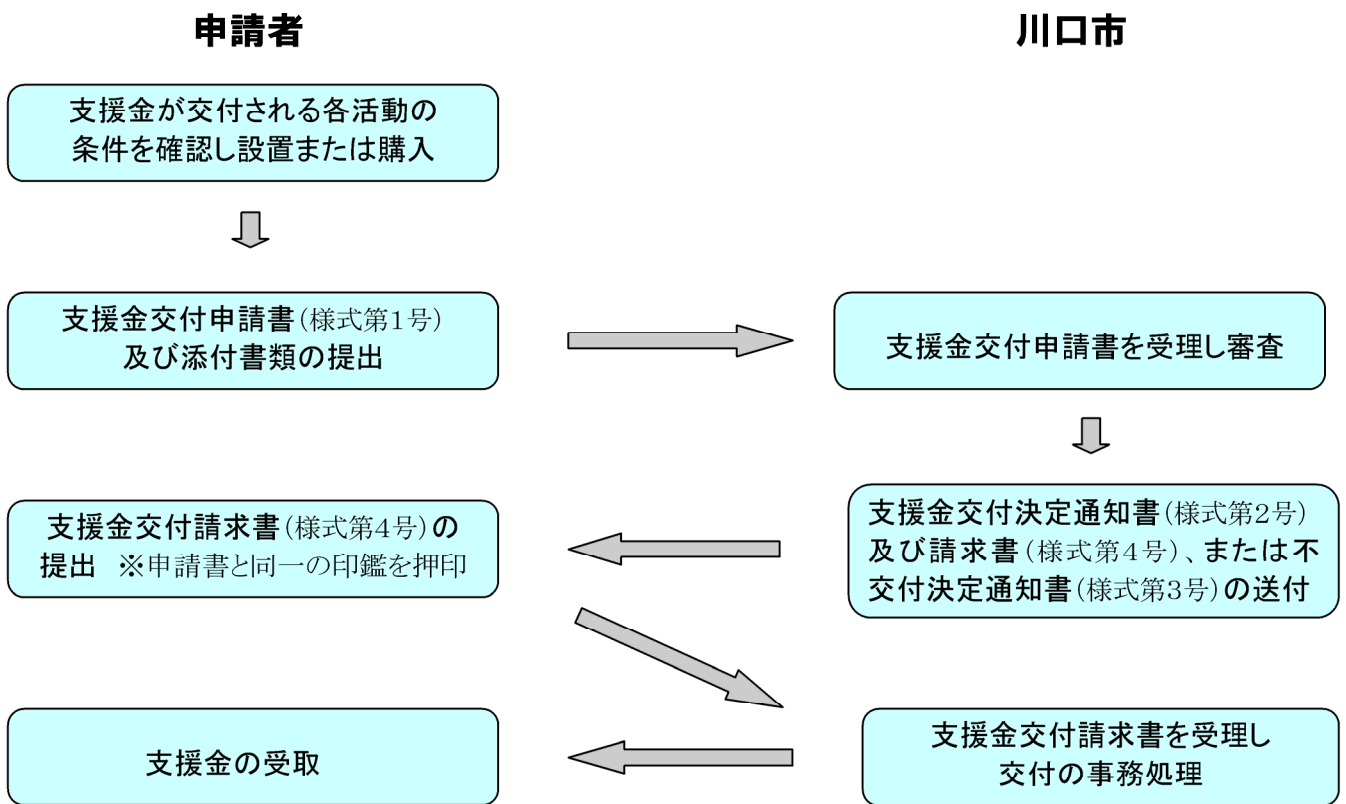
(注2) 設置前と設置後の写真は、システムの有無が確認できるもの(新築の場合、設置前の写真は更地で可)

(注3) 東京電力(株)川口支社の「電力受給契約のご案内」に記載されている日

➤ 支援金の申請にあたって

- 支援条件
 - 温室効果ガス削減に有効な6つのうち、いずれかの活動をしていること
 - 市内に住所を有していること
 - 市税の滞納がないこと
 - 期限内に必要な書類を提出できること
 - 設置する機器等が中古品でないこと
- 「新エネルギー」○交付を受けようとする者が自ら住宅を所有し、かつ居住していること
- 「エコライフ」○雨水貯留施設については、新たに設置、または浄化槽から転用した者
 - 雨水貯留槽と生ごみ処理容器については、自宅で継続して使用できる者
 - カーシェアリング利用については、新規に会員登録し、自ら利用する者
- 提出方法 提出方法は窓口を持参するか郵送のいずれかとなります
 - 【窓 口】朝日環境センター リサイクルプラザ棟3階 平日9:00~17:00
 - 【郵 送】直接窓口に出しできない場合は、簡易書留や宅配便など提出書類の所在が確認できる方法で送付してください
 - ※ 宅配便等で送付される場合は、配達日を業務日（祝日を除いた月～金）にご指定ください
- 押印のご注意 申請書、請求書は、必ず同一の印鑑を使用してください

➤ 申請から支援金の受け取りまで



お申し込み
お問い合わせ

環境総務課 地球高温化対策係 TEL. 228-5376 FAX. 228-5322
(電話及び申請受付は、平日の午前9時から午後5時まで)
〒332-0001 川口市朝日4-21-33 朝日環境センター リサイクルプラザ棟3F